

議案第1号

富津市経営改革会議設置条例の制定について

富津市経営改革会議設置条例を別紙のとおり制定する。

平成26年8月29日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、現在の危機的な財政状況を改善するため、これまでの行政経営を抜本的に見直し、将来にわたって持続可能な行政経営の推進に必要な事項について調査審議等を行う附属機関として、富津市経営改革会議を設置するため、条例を制定するものである。

富津市経営改革会議設置条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、現在の危機的な財政状況を改善するため、これまでの行政経営を抜本的に見直し、将来にわたって持続可能な行政経営を推進するため、富津市経営改革会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議を行う。

(1) 経営改革に関する重要事項

(2) 経営改革の進捗状況

2 会議は、前項の調査審議を行うほか、経営改革を推進するために必要であると認める事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、行政経営に識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、総務部行政管理課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年富津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1 情報公開・個人情報保護審査会委員の項の次に次のように加える。

経営改革会議委員	日額	12,000
----------	----	--------